

さいたま市告示第1614号

さいたま市区民課窓口（一部）業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

さいたま市区民課窓口（一部）業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 AGSプロサービス株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-11

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年10月14日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和7年11月1日

5 委託する期間

令和7年11月1日から令和8年7月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

各区役所区民課及び郵送請求処理センターで処理した各種証明書等の交付手数料

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所市民局区政推進部住民記録戸籍担当

(2) 電話 048（829）1833

